

子ども・子育て支援事業計画の変更案

1. 掲載位置を『基本目標2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) ニーズや成長に応じた支援事業の提供』の項から、

『基本目標1 充実した幼児期の教育・保育の提供

(1) 幼児期の教育・保育の提供』へ変更

2. 量の見込み及び確保量等を以下のとおり変更

	③ ⑨乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)【新規】	担当課	こども保育課
施策内容	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる制度です。		

【量の見込み及び確保量】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳6か月～1歳児	-	8 13	8 13	8 13	8 13
	1歳児	-	24 34	24 33	24 33	24 33
	2歳児	-	22 27	24 29	23 29	23 29
	合計①	-	54 74	56 75	55 75	55 75
確保量	0歳6か月～1歳児	-	3 13	7 13	7 13	8 13
	1歳児	-	4 34	15 33	16 33	24 33
	2歳児	-	10 27	19 29	19 29	23 29
	合計②	-	17 74	41 75	42 75	55 75
過不足②-①		-	▲37 0	▲15 0	▲13 0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

・量の見込み及び確保量については、潜在的な利用ニーズを適切に把握するため、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診、子育て支援拠点事業の場においてこども誰でも通園制度の利用の意向を把握するためのアンケートを令和7年10月1日から12月7日まで実施し、アンケート結果から利用希望率を求めたうえで量の見込み及び確保量必要定員数を算出しています。また、令和8年度からの事業実施に向け、各事業所（保育所、認定こども園等）と協議を進めていきます。さらにまた、事業開始後も、実施状況を把握し、見直しを行います。

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供体制の確保】

・乳児等通園支援事業が0歳6か月から満3歳児未満を対象とする事業であるため、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設の円滑な連携・接続に取り組んでいきます。

特に幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。